



狂犬病予防法の規定により、犬の登録と狂犬病予防注射を裏面(28ページ)の日程で行いますので、最寄りの会場で注射を受けられますようお知らせします。

なお、平成7年度以降に一度登録された犬は注射のみとなり、未登録の犬は登録が必要となります。

1. **対象犬** 生後91日以上の子犬
(番犬・猟犬・座敷犬など、すべての犬)
2. **経費** ◎平成7年度以降登録済犬 3,020円
◎未登録犬(新規登録) 6,020円
- 【新規内訳】注射料 3,020円
登録料 3,000円
◎犬鑑札再交付 1,600円

※犬の登録と狂犬病予防注射は、狂犬病予防法により義務付けられています。

■飼っている犬が死亡したときや飼っている犬の氏名や住所が変更になったときは届け出をお願いします

死亡届(印鑑必要)や登録事項の変更届は、生活環境課に届け出ください。予防注射の際に会場で届け出することもできますので、必ず手続きをお願いします。

※飼っている犬が数年前に死亡したまま、未届の方が見受けられます。同様に届け出をお願いします。

■集合注射会場で受ける場合の注意事項

●下記の申請書と問診票を必ずご記入の上、犬鑑札と一緒に会場にご持参ください。

●会場には、犬を制止できる方に連れてきていただくとともに、事故などを防ぐため係員の指示に従ってください。

●注射の手順は、①獣医師の問診→②注射→③申請書受け付け・料金の支払い→④注射済票受領となります。

●フンの後始末をする道具を持参し、フンをした場合は必ず処理してください。

■指定動物病院で受ける場合(指定動物病院は裏面に記載)

●集合注射の日程が合わないなどで注射できない飼い主の方は、指定動物病院で注射を受けてください。

●指定動物病院には、電話で予約し申請書と問診票にご記入の上、犬鑑札と一緒にご持参ください。

●料金は、狂犬病予防注射料金のほかに、個別注射料が加算されます。詳しくは、指定動物病院に直接お問い合わせください。

■申請書は記入漏れのないようにお願いします。

システムに入力するため、申請書内の項目はすべて記入してください。また、2頭以上飼っている場合は、用紙をコピーするかメモ紙に申請書・問診票の内容を写して記入し、ご持参ください。

【参考】



▲鑑札は必ず持参ください

お知らせ特急便

Information Express

お知らせします

紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます(敬称略)。
山川孝雄、菊地正人、鷺尾健悦、白石北ロータリークラブ 会長 山田卓郎、片田光晴、村田精治、笠井俊宏、海老名市長内野優

東日本大震災災害義援金を支給しています

9月1日現在の1件当たりの義援金支給額は、下記の通りです。今後追加となる場合がありますが、再申請の必要はなく、振り込みをもって通知に代えさせていただきます。

新たに「住家が全半壊した母子父子世帯」および「大規模半壊以上の施設に入所していた要援護者」が対象に加わりました。該当すると思われる方には、市から連絡しています。

●住家被害に対する義援金

区分	中央・県配分合計
住宅全壊・全焼	100万円
住宅大規模半壊・半焼	75万円
住宅半壊・半焼	50万円
母子・父子世帯(全半壊)	20万円
要援護者(大規模半壊以上施設入所者)	10万円

●住家被害への義援金

被災時に住民登録上、「世帯分離」していた場合は、生活実態によらず全世帯に義援金を支給することになりました。支給対象になると思われる世帯の方は、お問い合わせください。

☎復興対策室 ☎22-1561

9月の定例相談

相談種別	日 時		会 場	電 話
人権擁護	9月15日(木)	10:00～15:00	市庁舎2階 第2会議室	生活環境課 ☎22-1314
行 政	9月15日(木)	10:00～15:00	市庁舎2階 第2会議室	生活環境課 ☎22-1314
無料法律	9月15日(木)	10:00～15:00	市庁舎4階 第4会議室	生活環境課 ☎22-1314
農 家	9月 9日(金)	10:00～12:00	農林振興センター	農業委員会 ☎22-1256
精神保健福祉	9月 7日(水)	13:00～15:00	健康センター(要予約)	健康推進課 ☎22-1362
もの忘れ	9月28日(水)	13:00～15:00	健康センター(要予約)	健康推進課 ☎22-1362
障 害 者	9月14日(水)・28日(水)	13:00～15:00	福祉プラザやまぶき	福祉事務所 ☎22-1400
補聴器巡回サービス	・リオン：9月8日(木)・28日(水) ・ブルーム(旧ワイデックス)：9月27日(火)	13:00～14:00	市庁舎1階 東側和室	福祉事務所 ☎22-1400

※9月の精神保健福祉・もの忘れ相談は21ページに掲載しています。

乳幼児、心身障害者、母子・父子家庭医療費助成制度の登録(更新)手続きはお済みですか?

次の条件に該当する方は、医療費の助成を受けられます。

■医療費助成制度の概要

●乳幼児 0歳から小学校就学前まで、入院・外来の医療費が助成されます。

●心身障害者 次の①～③に該当する方の、入院・外来医療費が助成されます。

①身体障害者手帳「1級」、「2級」および「内部障害3級」をお持ちの方

②療育手帳「A」をお持ちの方。職親制度を利用している方は、療育手帳「B」をお持ちの方も対象となります。

③特別児童扶養手当が「1級」に該当する方

●母子・父子家庭 次の①～③に該当する方は、医療機関ごとに入院は月額2千円、外来は月額千円を超えた分の医療費が助成されます。

①母子家庭の母親(児童(※)を持つ母親)とその児童

②父子家庭の父親(児童を持つ父親)とその児童

③父母のいない児童

※0歳から18歳の方。18歳になっ

た日以降の、最初の3月31日までの期間内にある方。

■助成を受けるには

いずれの場合も、受給資格登録申請を行った上で、事前に受給者証の交付を受けることが必要です。受給者証交付前に受診した医療費は、助成できない場合がありますのでご注意ください。また、所得制限額を超える所得があった方は、受給者証を交付できません。

■更新手続きについて

平成23年1月1日現在の住所が市外にあった方や、所得状況の確認が取れなかった場合は、更新手続きが必要です(対象者に別途通知)。それ以外の方については、9月下旬ごろに新しい受給者証を郵送します。

■変更の届け出について

次の①～⑤に異動や変更があったときは、届け出が必要です。

①健康保険証、②保護者、③住所、④振込口座、⑤市外への転出や、障害程度の変更、母子・父子家庭の母または父の婚姻などによる受給資格の喪失

●申請・問い合わせ先

健康推進課 ☎22-1362

国税の申告・納付は9月30日までとなります

東日本大震災により延長されていた確定申告などの申告や納付などの期限が、白石市は9月30日と定められました。振替納税の利用者の金融機関の振替日は10月31日です。申告・納付などがお済みでない方は、

9月30日までに手続きをお願いします。なお、申告・納付などが困難な場合は、個別に期限の延長が認められます。税務署にご相談ください。

☎大河原税務署 ☎0224-52-2202
税務課 ☎22-1313

Monthly Consultation